

住田町町勢要覧作成印刷業務

企画提案書作成要領

令和8年7月

住田町企画財政課

この「企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）は、住田町（以下「町」という。）が実施する「町勢要覧作成印刷業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が企画提案書等を作成するために必要な事項を定めるものである。

参加者は、資料1「企画提案プロポーザル実施要領」を確認の上、本作成要領により、企画提案に必要な書類を提出するものとする。

1. 企画提案書

参加者は、資料2「業務仕様書」を踏まえ、下記の必要書類を作成し、提出するものとする。

なお、提案書等はA4サイズとするが、見本紙はA3サイズで作成すること。

- (1) 【様式3】住田町町勢要覧作成印刷業務企画提案書
本業務に係る具体的な実施方法や内容、スケジュールや実施体制について記載すること。
- (2) 【様式4】住田町町勢要覧作成印刷業務業者の概要
- (3) 【様式5】住田町町勢要覧作成印刷業務応募資格に係る申立書
- (4) 企画提案見本紙
表紙（A4）1ページ、町の概要（A3）1ページ、町の施策（林業振興、A3）1ページ
- (5) 見積書（任意様式）
- (6) 定款
- (7) 財務状況のわかる直近の書類
- (8) 市町村税、県税、国税のすべてを滞納していないことが確認できる証明書（写し可。租税公課の納税証明書等）
- (9) その他、企画提案の説明に必要な書類

2. 見積書

- (1) 本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした見積書（任意様式）を提出すること。
- (2) 見積書については、積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするため、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の110に相当する金額を費用積算見積書に記載すること。
- (3) 費用積算内訳書は、企画提案書とは別冊で作成すること。なお、様式は任意とするが、住田町長神田謙一あてに、参加者の商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、社印及び代表者印を押印の上、提出すること。

3. 企画提案書等の提出

参加者は、企画財政課あて令和8年7月31日（金）午後5時までに電子メールにより提出すること。

4. その他留意事項

- (1) 参加者は、複数の提案を行うことはできないものとする。
- (2) 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- (3) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、選定結果に関わらず参加者の負担とする。また、提出された提案書等は返却しない。